

平成 23 年 8 月 23 日

各 位

会 社 名	UTホールディングス株式会社
代 表 者	代表取締役社長 若山 陽一
コード番号	2146
問 合 せ 先	執行役員経営管理本部長 塚原 進午
電 話 番 号	03(5447)1710

ESOP : Employee Stock Ownership Plan (株式給付信託)

の導入 (詳細決定) に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 3 月 31 日開催の取締役会において、「ESOP : Employee Stock Ownership Plan (株式給付信託)」(以下、「本制度」といい、本制度に関して当社及び当社のグループ会社がみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約を「本信託契約」といいます。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議しておりましたが、本日開催の取締役会において、本制度導入の日程、本信託契約に基づいて当初信託する金額等の詳細につき決定いたしましたのでお知らせいたします。また、本信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社からの委任に基づき、本信託における当社株式の取得についてもあわせてお知らせいたします。

なお、本制度の概要につきましては平成 23 年 3 月 31 日付で発表しております「ESOP : Employee Stock Ownership Plan (株式給付信託) の導入に関するお知らせ」をご覧ください。

また、本制度の導入に伴い、当社は現在保有する自己株式 21,411 株のうち、19,500 株 (1,397 百万円相当) を資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託E口) (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者) へ一括して処分することを同時に決議いたしました。この処分数量は、発行済株式総数に対し 9.09% (総議決権数 212,545 個に対して 9.17%) となります。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照下さい。

記

1. 日程

本信託契約の締結日	: 平成 23 年 9 月 12 日 (予定)
金銭を信託する日	: 平成 23 年 9 月 12 日 (予定) (以下「本信託設定日」といいます。)
本制度に係る株式給付規程の効力発生日	: 平成 23 年 10 月 1 日 (予定)

2. 本信託設定日において当社及び当社グループ会社が信託する金額

1,397,487,000 円

3. 本信託契約の概要

- ①信託の種類： 金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ②信託の目的： 株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付することを主たる目的とする。
- ③委託者： 当社及び当社グループ会社
- ④受託者： みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は、平成 23 年 9 月 12 日（予定）に資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- ⑤受益者： 株式給付規程に基づき株式給付を受ける権利を取得した者
- ⑥信託契約日： 平成 23 年 9 月 12 日（予定）
- ⑦信託の期間： 平成 23 年 9 月 12 日（予定）から信託が終了する日まで
- ⑧信託財産： 株式及び金銭
- ⑨議決権行使： 受託者は、受給予定者及び受益者の意思を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。

以上